意見	大項	小項目	種別	意見(ほぼ原文)	対応基	県の考え方
番号	目	小項日	作里方り	: キーワード(事務局追記)	本方針	
1	総則編	全般	賛同	骨子案総則編については <u>問題はない</u> 。	定時に 参考と します	現在の条例案を元に、パブリック・コメント 手続や河川審議会の意見等を踏まえ、よ りよいものとなるよう、引き続き検討します ので、その際に、参考とさせていただきま す。
2	総則編	前文	賛同	電力もスマートグリッドの時代。治水も河道の整備やダムの建設だけでなく、面的な拡がりの中で、ソフト対策も含め、あらゆる方策を駆使し、対応するという総合治水条例の主旨に <u>賛同いたします</u> 。	条例制 定時と 参考と します	現在の条例案を元に、パブリック・コメント 手続や河川審議会の意見等を踏まえ、よ りよいものとなるよう、引き続き検討します ので、その際に、参考とさせていただきま す。
3	総則編	前文	賛同	条例によって、このような取り組みを推進させることは <u>良いことだと思う</u> 。	条例制 定時に 参考と します	現在の条例案を元に、パブリック・コメント 手続や河川審議会の意見等を踏まえ、よ りよいものとなるよう、引き続き検討します ので、その際に、参考とさせていただきま す。
4	総則編	前文	賛同	本条例は、長く武庫川水系で議論してきた課題を踏まえ、その法的根拠の必要性から骨子案に至ったものと高く評価しています。従って、骨子案に示された内容から、後退することは許されません。治水対策の大きな方向性を転換するために、本条例が不可欠です。災害の被害を最小化するためには、本条例は県民にとって必須です。県は、個別方策案に対して示される課題に決して怯むことなく、勇気をもって、真に県民のいのちとくらしを守るための実効性ある条例に仕上げて下さい。	条例制 定時考と します	現在の条例案を元に、パブリック・コメント 手続や河川審議会の意見等を踏まえ、よ りよいものとなるよう、引き続き検討します ので、その際に、参考とさせていただきま す。
5	総則編	前文	賛同	本条例の制定は、水害経験者にとって悲願です。策定の大変さは十分承知しておりますが、県 土の未来をつくる条例です。必ず、 <u>実効性を持つ</u> 条例に仕上げて下さい。期待しております。	条例制 定時に 参考と します	現在の条例案を元に、パブリック・コメント 手続や河川審議会の意見等を踏まえ、よ りよいものとなるよう、引き続き検討します ので、その際に、参考とさせていただきま す。
6	総則編	前文	賛同	総合治水はすでに他の河川でも取り組みが始まっているが、条例制定にまで踏み込もうとする <u>兵庫県の意欲を歓迎</u> する。 条例骨子は、下流への流出をこれ以上増やさないための対策にとどまっている点で、いまだ十分とは言えず、さらに発展させ、従来の定量的な治水から発想を転換し、限りなく水害を軽減することが求められる。ともあれ、条例を制定することは、総合治水を「絵に描いた餅」にしないための、勇気ある一歩である。兵庫県の英断が、全国の模範となることを期待する。	条定参します	現在の条例案を元に、パブリック・コメント手続や河川審議会の意見等を踏まえ、よりよいものとなるよう、引き続き検討しますので、その際に、参考とさせていただきます。
7	総則編	前文	3対策 バラン ス	「総合治水」はあれこれの「対策」の寄せ集めではない。前文から <u>「対策」という文字を抜いたら</u> 何が残るか。考えてみて欲しい。	盛り込 み済み です	【総則編(基本理念)骨子1】 総則編(基本理念)骨子1で、河川・下水道 対策、流域対策、減災対策を組み合わせ て実施するものとし、県、市町、県民及び 事業者が連携し、一体となった取組の下で 推進することとしています。
8	総則編	前文	環境	「総合治水対策」の推進とそのための総合治水条例の制定が必要である、となっているが、そもそも水や川の流れ、水面などが地域や人々の生活にとってひじょうに重要な要素であること、 治水対策を進めるには日頃から川に親しみ、川をよく知る事、水循環の仕組みと効用などを理解すること、等が重要であると考える。いきなり総合治水といっても殆どの市民は理解できないと思う。まず、身近な水環境のことを良く知ってもらう努力が今後の様々な対応策の基礎となることを明記すべきである。		

			常心口	6治水条例(仮称)骨子案に関するバブリック 	/・コメントの意見と県の考え方		
意見 番号	大項目	小項目	種別	意見(ほぼ原文) :キーワード(事務局追記)	対応基 本方針	県の考え方	
9	総則編	前文	参画協働	行政と市民がそれぞれの立場で実行できる、 <u>ソフト、ハードの対応策を考え、自らの課題として取り組む姿勢が重要</u> である。	反映し ました	【総則編(県民及び事業者の役割)骨子2】総則編(県民及び事業者の役割)骨子2で、県民及び事業者は、相互の連携に努めるとともに、県及び市町と協働して、雨水の流出抑制に努めるなど、県及び市町が実施する総合治水対策を推進するよう努めることを明記しました。	
10	総則編	前文	利水ダ ム	「河川対策」「下水道対策」だけでは、被害を防ぐことが困難」とあるが、上水・工水の確保・供給に大きな責務を負う水道事業者は、総合治水において何の関与もないのか、そのあたりの記述が一切ない。日常の水供給の融通システムを推進して渇水危機に備え、水道事業者も <u>利水ダムの治水活用の義務があることをこの条例の基本事項に加えるべきでないか。</u>	反映し ました	【方策編[ -2]解説(1)] 方策編[ -2]解説(1)で、利水ダムで、洪 水が予想される場合に、貯水量を予め減じ て、一時的に貯留する容量を確保すれば、 流出抑制を図ることができるため、雨水貯 留容量の確保に努めていただくことを記載 していましたが、平成23年台風12号など近 年の豪雨災害を踏まえ、利水ダム等の治 水活用の動きが具体化していることを追記 しました。	
11	総則編	基本理念	賛同	「総合治水対策」をしっかりと河川管理の中心に据えようとする試みを支持します。 従来の「治水」は、あまりにも上流のダムでの洪水調節に重点を置き、頼ってきたが、ダムには建設適地、環境問題、建設費用、工期等の面で問題が多いため、「ダムに頼る治水」からの転換は否応な〈迫られています。 洪水自体は避けられません。 どうやって被害を最小に抑えられるか、その効果的な対策のありようを総合的に追求する施策への転換に期待します。	条の制に参えます。	現在の条例案を元に、パブリック・コメント 手続や河川審議会の意見等を踏まえ、よ りよいものとなるよう、引き続き検討します ので、その際に、参考とさせていただきま す。	
12	総則編	基本理念	3対策 バラン ス	「河川対策及び下水道対策」「流域対策」「減災 対策」の理念については、 <u>記述は妥当</u> と考えて います。	盛り込 み済み です	現在の条例案を元に、パブリック・コメント 手続や河川審議会の意見等を踏まえ、よ りよいものとなるよう、引き続き検討してま いります。	
13	総則編	基本理念	3対策 バラン ス	総合治水対策で書かれている内容は推進手続上の理念に留まっています。あらゆる立場の方々が、それぞれの立場からできることをなんでもやっていこう、だから"みんなで取り組む"のです。したがって、基本理念で記述される総合治水の理念は、「河川対策及び下水道対策」「流域対策」「減災対策」を手段としてこれらを徹底的に組み合わせて、例えどのような洪水が発生したとしても、県民生活と社会経済活動への被害を最小化すること。となるべきだと考えます。	反映した	【総則編(基本理念) 骨子1】 総則編(基本理念) 骨子1に「浸水被害に よる浸水被害を軽減するため、」を追記し、 総合治水対策の目的を明確にしました。	
14	総則編	基本理念	3対策 バラン ス	この条例骨子をみているとさも河川・下水対策で間に合わないので流域対策をという風にとらまえるが、流域対策が占める割合は相当低いように聞いている。 もっと河川・下水対策の重要性をうたう必要があるように思うが。	盛り込 み です	【総則編[基本理念] 骨子1,2、方策編[]、[]、[]] 1 総則編[基本理念] 骨子1,2で、河川・下水道対策、流域対策、減災対策を組み合わせて実施するものとし、県、市町、県民及び事業者が連携し、一体となった取組の下で推進することとしています。2 「河川・下水道対策」については方策編[]、[]、[]において、今後も推進することとしています。	
15	総則編	基本理念	3対策 バラン ス	総合治水対策についても、現計画、今回の河川整備計画、将来の河川整備基本方針と段階的に進めていく計画となっているが、計画において河道や洪水調節施設対策に依存する割合が高いと、これまでの治水対策と同様、整備に多大な時間と費用がかかり、対策があまり進まないと考えられる。また、河道改修(河積拡大など)は、現在の河川利用(高水敷の遊歩道、公園利用など)を制限することにもつながり、特に市街地での沿川住民のコンセンサスは得にくい。	盛り込 み済み です	【総則編(基本理念)骨子1,2、方策編 [ ]】 1 総則編[基本理念]骨子1,2で、河川・ 下水道対策、流域対策、減災対策を組み 合わせて実施するものとし、県、市町、県 民及び事業者が連携し、一体となった取組 の下で推進することとしています。 2 河川の整備については方策編[ ]に おいて、今後も推進することとしています。	

<u> </u>	総合治小宗例(収例)育丁条に関9るハフリック・コメントの息見と宗の考え力								
意見 番号		小項目	種別	意見(ほぼ原文) :キーワード(事務局追記)	対応基 本方針	県の考え方			
16	総則編	基本理念	3対策 バラン ス	今後も想定外の集中豪雨や、局地的大雨の発生が懸念されるため、河川整備などのハード対策よりも、早期に効果が期待できる減災対策等の <u>ソフト対策を重点に取り組むべき</u> ではないか。	盛り込 み済み です	【総則編[基本理念]骨子1~4】 1 総則編[基本理念]骨子1~4で、河川・下水道対策、流域対策、減災対策を組み合わせて実施するものとし、県、市町、県民及び事業者が連携し、一体となった取組の下で推進することとしています。 2 流域対策、減災対策にはソフト対策を含んでいます。			
17	総則編	基本理念	環境	<u>環境と景観の保全の観点を明記すべき</u> である。 そうでないと河川法に違反することになる。	反映し ました	[総則編[基本理念]骨子5、解説(9)] 総則編[基本理念]骨子5、解説(9)として、 総合治水対策は、河川流量の安定等健全 な水循環を確保することや動植物の生息・ 生育環境の維持等に寄与することを踏ま えて推進するものであることを追記しました。			
18	総則編	基本理念	環境	地域の特性と水環境特性を十分把握した上で、 地域と水環境に順応、調和した総合治水対策を 行う必要があるとの認識のもとに次の文を追加 する。 「5 流域の水循環の仕組みや川環境の現状と 課題について、良く知り、理解に努めるとともに、 地域の状況にあわせた自然共生型および環境 共生型の総合治水対策を推進しなければならな い。」	反映し ました	【総則編〔基本理念〕骨子5、解説(9)】 総則編〔基本理念〕骨子5、解説(9)として、 総合治水対策は、河川流量の安定等健全 な水循環を確保することや動植物の生息・ 生育環境の維持等に寄与することを踏ま えて推進するものであることを追記しました。			
19	総則編	基本理念	環境	山林や水田などの自然的な土地利用が有する生態系が有する機能のうち、人類の生活に不可欠かつ有益な機能を及ぼすものを『生態系サービス』と捉え、COP10にて議論されました。生態系サービスには、『調整サービス』機能があり、健全な生態系を保全することで、流域における洪水や渇水の抑制機能が期待されています。これは、総合治水によって実現しようとしている一部の機能である。 基本理念のなかに、健全な水循環という表現で記されていますが、『生態系サービスの維持』という用語を盛り込み、自然環境や生物多様性の維持と総合治水が密接な関係があることを県民に普及していだければと思います。	反映した	【総則編[基本理念]骨子5、解説(9)】 総則編[基本理念]骨子5、解説(9)として、 総合治水対策は、河川流量の安定等健全 な水循環を確保することや動植物の生息・ 生育環境の維持等に寄与することを踏ま えて推進するものであることを追記しました。			
20	総則編	基本理念	環境	「流域対策は、・・・健全な水循環の確保等自然環境にも寄与する・・・」とあるが、「健全な水循環」が自然環境の一側面であるようなとらえ方はあまりにも皮相的。流域の水循環は表流水以上に地下水流動が重要な要素であるが、河川沿岸の地下水揚水は規制が甘い。一方で流量の減少が見られる市街地の河川は多く、正常流量確保だけでは豊かな河川生態系の維持は困難な状況が観測されている。従って、沿岸地下水の河川水涵養メカニズムに配慮した地下水利用や開発が保障されるべきで、水循環の健全性という言葉だけでなく、これらの面からの地下水管理について条例で具体的に取り上げるべきでないか。	盛り込 みです	【総則編(基本理念)骨子5】総則編(基本理念)骨子5(パブコメ時骨子3)の「水循環」とは必ずしも地表を流下する水だけを指しているのではなく、雨水浸透の取組や森林の涵養等を通じた地下水の循環も含むものとしています。なお、地下水の利用については、総合治水対策の取組みとしての対応は困難と考えています。			
21	総則編	基本理念	参画協 働	「県、市町、県民及び事業者が連携し、一体となった取組の下で推進」は賛成。 県民の役割をただ単に協力をとうたうだけでな 〈、 <u>県民意識をもっと高める方策や県民が具体に</u> 行わなければならないことを盛り込んでほしい。	反映し ました	【総則編〔県の責務〕解説(4)】 総則編〔県の責務〕解説(4)で、総合治水 対策を推進するに当たっては、治水効果 以外の多面的な効果を明らかにすること により、円滑な取組促進だけでなく、県民 の環境意識や地域コミュニティの醸成等に も寄与するものであることに配意して実施 するよう努めることを追記しました。			

	総ロバがが(以外)有丁糸に戻するハフッツ・コメントの息兄と宗の考え力							
意見 番号	大項目	小項目	種別	意見(ほぼ原文) :キーワード(事務局追記)	対応基 本方針	県の考え方		
22	総則編	基本理 念		総合治水は <u>県民世論に基づいて実施する旨を</u> <u>明記すべき</u> である。	盛り込 み で す	【総則編(県の責務) 骨子3】 総則編(県の責務) 骨子3で、総合治水推 進計画の策定及び総合治水施策の実施 に当たっては、国及び市町と連携すること、県民及び事業者と情報共有する等相 互に連携を図りながら協働することにより、実効性のあるものとなるよう努めること としています。県民等との協働についての 記載を、骨子2から3に修正しました。		
23	総則編	基本理念	参画協働	調整池等私権制限を伴う施策もあるが <u>総合治水の実効を挙げるための関係者の意識の変換が必要</u> である。	盛り込 み済み です	【総則編〔基本理念〕骨子1】 総則編〔基本理念〕骨子1で、河川・下水道 対策、流域対策、減災対策を組み合わせ て実施するものとし、県、市町、県民及び 事業者が連携し、一体となった取組の下で 推進することとしています。		
24	総則編	基本理念	参画協	「住民の参画と協働」という視点が後退し、住民 に対して命令する、あるいは恫喝するようなもの になっていることは遺憾である。憲法にもあるよ うに主権は国民にあり、兵庫県に限れば主人は 県民、知事や県庁の各部局は下僕であるべきと 考えるが、この関係が完全に逆転している。 現行法規の枠に縛られて何ともならないところ を、どうにかしてこじ開けたいとの意図はよく分 かるが、県民が主人公だとの理念に基づいてこ そ、そう言う意図に力を与えられることを再認識 されたい。	盛り込 み で す	【総則編(県の責務) 骨子3】 総則編(県の責務) 骨子3で、総合治水推 進計画の策定及び総合治水施策の実施 に当たっては、国及び市町と連携すること、県民及び事業者と情報共有する等相 互に連携を図りながら協働することにより、実効性のあるものとなるよう努めること としています。県民等との協働についての 記載を、骨子2から3に修正しました。		
25	総則編	基本理念	日常利用	総合治水は、住民の生活と対立しないことも大切なのである。遊水地や洪水調整池も、 <u>日常の利用も可能なように計画すれば、保全はもっと容易になる</u> 。	反映し ました	【総則編〔県の責務〕解説(4)】 総則編〔県の責務〕解説(4)で、総合治水 対策を推進するに当たっては、治水効果 以外の多面的な効果を明らかにすること により、円滑な取組促進だけでなく、県民 の環境意識や地域コミュニティの醸成等に も寄与するものであることに配意して実施 するよう努めることを追記しました。		
26	総則編	基本理 念	土地利 用誘策	<u>減災対策の基本は「危ないところに住まない」ことだと明記すべき</u> である。3.11津波災害を想起せよ。	反映し ました	【方策編[ 〕解説(3)] 方策編[ 〕解説(3)に、県民自らが日頃 から住まい方や災害時の行動について考 える機会を増やすため、県・市町は、周知 方法について検討し、実施に努めることを 追記しました。 なお、方策編[ 〕「浸水被害を増大させる 土地利用変更の抑制」では、土地利用計 画面からの方策を示しています。		
27	総則編	県の責 務	参画協働	<u>民意を重んじるということを明記すべき</u> である。	盛り込 み済み です	【総則編(県の責務)骨子3】 総則編(県の責務)骨子3で、総合治水推 進計画の策定及び総合治水施策の実施 に当たっては、国及び市町と連携するこ と、県民及び事業者と情報共有する等相 互に連携を図りながら協働することによ り、実効性のあるものとなるよう努めること としています。県民等との協働についての 記載を、骨子2から3に修正しました。		

意見	大石	J. 77 =		意見(ほぼ原文)	対応基	
番号	項 目	小項目	種別	: キーワード(事務局追記)	本方針	県の考え方
28	総則編	県民お よび事 殺割	参画協 働	県民は総合治水に対して責務を負うと共にその成果を享受する。よって、ここに総合治水による県民の利益を明記すべきである。その意味で、「県民および事業者」の〈〈りは適切ではない。	盛り込 み済み です	【総則編〔県民及び事業者の役割〕骨子1】 総合治水対策の取組においては、事業者 も県民と同様、取組に関する責務を負うと ともに、事業活動や利益を守る上でその成 果を享受することとなります。したがって、 県民と事業者を併記することは適当である と考えています。
29	総則編	県民及 び事業 者の役 割	参画協 働	る県民の関心は高まりつつあるものの、「治水対策は行政が行うもの」という思いも強いため、この条例に対する一般県民の関心は薄いと思わ	盛り込 み済み です	[総則編(県の責務)骨子3] 総則編(県の責務)骨子3で、総合治水推 進計画の策定及び総合治水施策の実施 に当たっては、国及び市町と連携すること、県民及び事業者と情報共有する等相 互に連携を図りながら協働することにより、実効性のあるものとなるよう努めること としています。県民等との協働についての 記載を、骨子2から3に修正しました。
30	則	総合治水推進計画		この計画の地域とは「流域圏毎」であるべきです。単純に、例えば県民局単位で〈〈った地域毎に計画策定をしても意味がありません。なぜならば、具体的な方策案で示されている課題の多〈は上下流の利害調整課題であるからです。 具体的な記述としては「流域圏毎に」とすることを提案します。その上で、具体的方策の詳細について優先順位づけや地域特性の反映などのために、必要に応じて小流域にわけた整理が有効と考えます。	反映し ました	【総則編〔総合治水推進計画〕解説(1)(2)】総合治水推進計画の策定単位となる「地域」について、主要な河川の流域を基本とし、土地利用の実態や周辺の河川の状況等を踏まえ、県内を10程度に分割して設定することを想定していること、地域全体としての取組方針及びより小さな地区レベルでの具体的な取組内容を盛り込むことを、総則編〔総合治水推進計画〕解説(1)(2)に追記しました。
31	則	総合治進計画	- A ++	総合治水推進計画を策定する上では、小流域を単位としたユニットを抽出し、現地で具体的な目標を書き込む小規模単位での協議ユニットを組織化することが、実効力を高めるものと思います。 議論が総論賛成、各論反対にならないように、各論から入れる小規模単位で総合治水推進計画を策定し、具体的にハザードマップ等をオーバーレイして『総合治水推進マップ』のような地図化が必要です。 場所選定にあたっては、『ある個別対策が効果を発揮しやすい小流域』を抽出して、その場所から優先的に推進計画をつくることが重要だと思います。	条定参します。	1 総合治水推進計画地域全体としての取組方針及びより小さな地区レベルでの具体的な取組内容を盛り込むことを想定することを、総則編(総合治水推進計画)解説(1)(2)に追記しました。 2 地図化等のシステムについては、総合治水推進計画策定・見直しの際に参考とさせていただきます。
32	則	総合治進計画		います。骨抜き内容で策定すればほとんど何もしないでよい実効性のないものとなります。 <u>計画に重きを置いた条例の枠組みで本当に推進できるのか、再検討して頂きたい</u> と考えます。骨抜き計画にしかならないのではないかと危惧します。	反映し ました	[総則編〔総合治水推進計画〕解説(2)] 総則編〔総合治水推進計画〕解説(2)で、 総合治水推進計画策定・見直しの際に は、「広〈情報県民の意見を聴〈」としてい ましたが、情報開示も行うことを追記し、 「総合治水は県民総意で進めることが必要 なことから、広〈情報を開示するとともに、 県民の意見を聴〈ことに努めます」としまし た。
33	則	総合治 水推進 計画	推進計 画の枠 組み	<u>結果を公表しなければならない</u> こと、及び、 <u>最低</u>	反映し ました	【総則編〔総合治水推進計画〕解説(2)】 総則編〔総合治水推進計画〕解説(2)に、 総合治水推進計画に、取組実施状況の フォローアップや計画見直しの考え方を示 すことを追記しました。

	総合治小宗例(収例)有丁条に関するハフリック・コスノトの息兄と宗の考え力							
意見 番号	大項目	小項目	種別	意見(ほぼ原文) :キーワード(事務局追記)	対応基 本方針	県の考え方		
34	則	総合治水推進計画	推進計画の枠組み	この条例の先導的モデルは武庫川水系です。全国的にも極めて先駆的な本条例の推進にあたっては、全県一律・横並びでの推進は、困難を伴うかもしれません。他河川でもイメージしやすくするためにも、モデル事例を戦略的に進捗させることは肝要です。できれば、武庫川水系だけではなく、せめてもう1水系のモデル事例は期待したいと考えます。	反映し ました	【総則編(総合治水推進計画)解説(2)】 総則編(総合治水推進計画)解説(2)に、 計画に盛り込むべき基本的な事項例と合 わせて、モデルとなる地域を抽出し、一定 の「ひな形」となる計画を策定し、示す必要 があると考えていることを追記しました。		
35	則	総合治水推進計画	推進計	各地域(流域)で、その特性を生かした総合治水 推進計画を立てることになっているが、それぞれ が同じレベル(戦後最大降雨対応など)で進める ことは、莫大な費用がかかり、事実上不可能。 条例を実のあるものとするためには、人口、資産 の集中状況、既往災害の状況など、流域の特性 から治水レベルを定め、公共投資について、各 流域の県内での優先順位をつけていく必要があ る。	条例制に参考すります。 の表記を表する。	総則編「総合治水推進計画)解説(2)で、総合治水推進計画では、最終的な「目標」だけではなく、近年の浸水被害の状況や地域特性等も踏まえた上で、具体的な取組内容や実施状況のフォローアップ等についても明記することとしてており、計画策定・見直しの際に参考とさせていただきます。		
36	則	総合治水推進計画		総合治水を推進するうえで、生物多様性の保全方策のうち、総合治水との親和性が高い方策もあると思います。 総合治水推進計画において、 <u>各種治水方策が環境に及ぼすプラスとマイナスの影響を検討し、</u> 環境や利水、景観などについても複合的に検討し、 <u>多面的な機能が発揮できるフレームワークとしてくださるようお願いします</u> 。	条例制 定後に 参考と します	総合治水推進計画策定・見直しの際に参考とさせていただきます。		
37	則	総合治進計画	協議会		反映し ました	【総則編〔総合治水推進計画〕骨子1,2、 〔総合治水推進協議会〕骨子1,2、解説 (3)】 総則編〔総合治水推進計画〕骨子1に、県 が策定主体となることを明記しています が、骨子2、〔総合治水推進協議会〕骨子 1,2、解説(3)で、県、市町、県民及び事業 者等で構成する総合治水推進協議会を置 くことを追記し、県が主導的役割を果たす ことを明記しました。		
38	則	総合治水推進計画	協議会	この条例が多くの部門にまたがることから各地域に設置される <u>「総合治水推進協議会」の実効ある運営を担保する強力な基盤(予算、人材等)が必要</u> である。	条例制 定後に 参考と します	協議会を設置して、総合治水推進計画等 の検討を進める際に、参考とさせていただきます。		
39	則	総合治水推進計画	協議会	モデルとなる小流域を選定し、総合治水推進計画の一環として地図化を行う際には、1/2500レベルの地形図をベースとして、GISで利用可能な空間データベース化が必須となります。これらのデータに、既存のハザードマップや各種土地利用計画との重ね合わせや関連部局のデータベースとの統合化をはかり、社会資本管理(アセットマネジメント)の一貫としてもデータ管理し、将来的な維持管理の効率化が可能な体制を構築することを推奨します。	条定参します	協議会を設置して、総合治水推進計画等の検討を進める際に、参考とさせていただきます。		
40	則	総合治 水推進 計画	協議会		条例制 定後 参考 と します	協議会を設置して、総合治水推進計画等の検討を進める際に、参考とさせていただきます。		

	総合冶小宗例(収称)有丁条に関するハフリック・コメントの息見と宗の考え万								
意見 番号	大項目	小項目	種別	意見(ほぼ原文) :キーワード(事務局追記)	対応基 本方針	県の考え方			
41	則	総合治水推進計画	インセ ンティ ブ	実施に当たって成否を握ると考えられる <u>「インセンティブを与える仕組み」についても前向きにご検討〈ださい。</u>	条例制 定参考と します	総則編(県の責務)解説(9)のとおり、方策を進めるためのインセンティブについては、実際の取組を進める中で、県民のニーズを確認しながら有効な方法を慎重に議論し、必要に応じ、その実現に向けた検討を行いたいと考えています。			
42	則	総合治水推進計画	生涯学習	も自然環境や河川工学、森林水文学などに精通している訳ではないし、県政課題や施策を把握している訳でもない。このため、協議会のメンバー	反映し ました	【方策編〔〕課題(3)、解説(3)】総合治水対策に関する知識の習得を目的とした学習の機会を創出することが重要であること、また、その取り組みを推進することを、方策 〔課題〕(3)及び〔解説〕(3)に追記しました。			
43	総則編	その他	参画協働	行政や地域住民だけが主体となって、総合治水を推進することは、実際上は不可能です。民間企業等とも協力した形で、推進計画を立てる必要がありますが、個別の計画に民間企業が突然に参画しても、対策にまで発展することは困難だと思います。このため、あらかじめ民間企業と行政等がパートナーシップを結んで推進できるような枠組みを作り、実践可能なガイドラインをつくることで、より全県的に展開しやすくするようなガバナンスを形成することが有効です。	条定参します	総合治水計画の策定、実施の際に、参考 とさせていただきます。			
44	総則編	その他	インセ ンティ ブ	住宅や工場のリフォームを行う際に、新たに雨水ますや貯留タンクを設置するような場合には、銀行からの融資促進やローン減税措置を行うといったインセンティブが発生するようにすべきだと考えます。こうした方策は、唐突に実現することは難しいため、大手ハウスメーカー数社やゼネコン、金融コンサルタント等の民間参画による協働によって設置ガイドラインづくりを進めるべきだと考えます。 民間に役割を丸投げするのではなく、総合治水に企業が参画しやすい状況をつくる努力が必要だと考えます。	条定参します	総則編〔県の責務〕解説(9)のとおり、方 策を進めるためのインセンティブについて は、実際の取組を進める中で、県民のニー ズを確認しながら有効な方法を慎重に議 論し、必要に応じ、その実現に向けた検討 を行いたいと考えています。			
45	総則編	その他	インセ ンティ ブ		条例制 定後号 参考と します	総則編(県の責務)解説(9)のとおり、方策を進めるためのインセンティブについては、実際の取組を進める中で、県民のニーズを確認しながら有効な方法を慎重に議論し、必要に応じ、その実現に向けた検討を行いたいと考えています。			
46	総則編	その他	条例の枠組み	目的、現状、課題、解説といった説明書きによって、初めて正し〈条文の意図を理解することが可能になります。本条例は、実施者・関係者が広範囲にわたるため、条文の意図を正し〈普及させ	条開制に参ります。	骨子案は、条例に係る目的、現状、課題、 解説で構成されたものですので、参考とさ せていただきます。			

	総合冶小宗物(収付)有丁余に関するハフリック・コメントの息見と宗の考え力								
意見 番号	大項目	小項目	種別	意見(ほぼ原文) :キーワード(事務局追記)	対応基 本方針	県の考え方			
47	方策編	河川の整備	3対策 バラン ス	河川管理者の責務を記した箇所(方策編1ページ)で、流域対策、減災対策に配慮するように努めます、との記載がありますが、 <u>もっと踏み込んで頂きたい</u> 。河川管理者がリーダシップをもって取り組んで頂かなければ、誰が協力しようと思うのでしょうか。総合治水は、河川管理者がその本来的責務を放棄する方便であってはなりません。 <u>*河川管理者は、河川の計画策定、整備に関して、流域対策、減災対策を考慮して実施します。』と明記して頂きたい</u> と考えます。	<b>盛り込</b> みです	【総則編(基本理念) 骨子1】 河川・下水道対策、流域対策、減災対策を 組み合わせて実施するものとし、県、市 町、県民及び事業者が連携し、一体となっ た取組の下で推進することとしています。			
48	方策編	河川の整備		総合治水は河川だけを対象にするのではなく、 流域を対象にするものである。はき違えてはなら ない。流域における河川の位置づけをきちんとし なければ、総合治水にはならない。 <u>治水目的に 特化して河川整備をするのではなく、治水・利</u> 水・環境の観点から流域整備を目指し、そこに 河川整備を位置付けることを明記すべきである。 「はじめに河川整備ありき」では駄目である。	盛り込 み済み です	【総則編(基本理念)骨子1】 河川・下水道対策、流域対策、減災対策を 組み合わせて実施するものとし、県、市 町、県民及び事業者が連携し、一体となっ た取組の下で推進することとしています。			
49	方策編	河川の整備	3対策 バラン ス	これまでの <u>総合治水は実際にはほとんど効果を上げていない。これらの最大の原因は、河川管理者の意識</u> が、総合的な対策よりも定量的に洪水流量をカットする対策に片寄りがちなことである。	盛り込 み済み です	【総則編〔基本理念〕骨子1】 河川・下水道対策、流域対策、減災対策を 組み合わせて実施するものとし、県、市 町、県民及び事業者が連携し、一体となっ た取組の下で推進することとしています。			
50	方策編	河川の整備	環境	とりわけ都市部の河川整備において、河川断面や高水敷が単調な断面かつコンクリート護岸等になりがちである。これに対して、自然環境との調和及び歴史文化環境との調和、親水性向上等を目指して多自然型川づくりに向け努める。より具体に、河川改修にあたり、自然環境との調和に十分留意し、多自然型川づくりや干潟づくりに努力する。といった内容に追加修正されたい。	反映し ました	【方策編〔〕解説(5)】 県が策定した「"ひょうご・人と自然の川づくり"基本理念・基本方針」(H8県策定)に基づいて河川の整備を進めており、今後も推進することを、方策編〔〕解説(5)に追記しました。			
51	方策編	河川の整備	環境	1点、欠落している点があると思います。それは「河川空間の有効利用と治水対策との調和」です。 治水対策上、河道を拡げるため高水敷などを掘削することや、高水敷などへの立ち入り制限の強化などにより、これまでの県民・市民の憩の空間が大巾に制約を受けることになるのではないでしょうか。治水に必要な頻度は多くて数年に1度程度でしょう。大勢の県民・市民が集える河川空間の有効利用にも配慮した総合治水推進計画を策定して下さい。	反映し ました	【方策編〔〕解説(5)】 1 県が策定した「"ひょうご・人と自然の川づくり"基本理念・基本方針」(H8県策定)に基づいて河川の整備を進めており、今後も推進することを、方策編〔〕解説(5)に追記しました。 2 河川空間の有効利用については、「水辺の魅力と快適さを活かした川づくり」の基本理念に含まれています。			
52	方策編	河川の整備	環境	現状の流下能力が十分に確保されていて、3面 張り護岸とされているような河川や水路において は、簡易な施工によって河床の粗度を高めるな どの対策によって、土砂堆積と植生発達を促進 し、環境配慮事業を推進するとともに、河道内貯 留を高めることで流出抑制することができるので はないか。仮設的な小規模な自然再生事業など を各地で展開することも方策に含めることができ ないか。	条例制定後と	県では、自然再生事業をはじめとする生態 系に配慮した河川の整備を進めており、今 後の参考とさせていただきます。			

	-		/HC	「治小宗物(収付)有丁条に関するパブリック		1 02/03/05/05/05/05/05/05/05/05/05/05/05/05/05/
意見 番号	大項目	小項目	種別	意見(ほぼ原文) :キーワード(事務局追記)	対応基 本方針	県の考え方
53	方策編	河川の整備	福培	総合治水が実施されるにあたって、各地方(地域)の河川改修にあたって、生物の2原則が守られるように、細則を細かく作成する必要がある。兵庫県では三田市の人と自然の博物館。兵庫県立大学の生物班で <u>調査された実績を十分に活用されることを望む。</u> また、武庫川流域各地で調査・研究している生物学の住民(あるいは市民)のデータをも十分に活用され、実績をあげられるようお願いする。	条例制に参考す	県では、自然再生事業をはじめとする生態 系に配慮した河川の整備を進めており、今 後の参考とさせていただきます。
54	方策編	河川の整備	利水ダ ム	「既存ストックの有効活用」「利水ダムや公共施設の活用」などの記述はあるが、 <u>県内利水ダムで積極的な治水活用の例は見られていない</u> 。近頃、12号台風による紀伊半島の水害で、利水ダム(発電用)の放流操作が利水目的に縛られていたため、事前放流を適正に行えば人命被害の拡大を防げたかも知れないという指摘があった。利水ダムの治水活用には多大の施設改変を伴うが、洪水調節施設の一つとして今後一層強化しなければならない状況のもと、 <u>条例ではもっと積極的な対応が望まれる。</u>	反映しました	【方策編[ -2]解説(1)】 方策編[ -2]解説(1)で、利水ダム、洪水 が予想される場合に、貯水量を予め減じ て、一時的に貯留する容量を確保すれば、 流出抑制を図ることができるため、雨水貯 留容量の確保に努めていただくことを記載 していましたが、平成23年台風12号など近 年の豪雨災害を踏まえ、利水ダム等の治 水活用の動きが具体化していることを追記 しました。
55	方策編	河川の整備	利水ダ ム	ダムは放流規則を下流の不安が生じないものを設定し、流域貯留に幾分か持たせる数案について流出解析(計画以下と超過と含む)と費用の概算などを行って上下流の合意を得られる最適(規模の)案を決定するのが良いのではないでしょうか。	条例制 定参考と します	総合治水推進計画策定・見直し、総合治水に係る取組実施の際に参考とさせていただきます。
56	方策編	河川の整備		総合治水の推進計画が軌道にのって全県的に展開された際には、河道改修や貯留施設の必要性について、地元基礎自治体の合意、経済的な合理性、生態系サービスの担保性の観点から、整備事業の再点検を行い、既存の河川整備計画の見直しを行うことができる枠組みを検討すべきだと考えます。この点を、方策編の『河川の整備』に盛り込んでいただきたい。	条例制に参考すります。	河川整備計画の策定にあたっては、学識経験者、地元住民、関係市町等の意見を十分に聴取するため、流域委員会等を開催しています。 また、河川整備計画の見直しの枠組みについては、今後の検討課題と認識しています。
57	方策編	河川の整備	堤防	堤防補強を現計画のように計画高水位までの護 岸にせず天端までにすれば、安全性は格段に増 す。 堤防補強も、従来のような表面を覆うアーマー式 に捉われず、鋼矢板ハイブリッド工法を実施す れば、堤防法面の植生を損なうことなく越水にも 対応できる。しかも、地震に対する安全度も増 す。	条定参まします	総合治水推進計画策定・見直し、総合治水に係る取組実施の際に参考とさせていただきます。
58	方策編	河川 の整備		武庫川上流浄化センター敷地の新規遊水地が、 なぜ「これまでの例」として記載されているのか。	反映し ました	【方策編〔〕〕解説(2)】 方策編〔〕〕解説(2)の「これまでの例」を、 「取組事例」に修正しました。
59		下水 道施設 の整備		下水道の整備目標と河川整備の目標にギャップがあることは悩ましいことであるが、県民目線に立てば、内水氾濫と外水氾濫を同列に扱うべきことは自明である。下水道から河道への放流を制限するだけでは、内水氾濫を激化させるという効果しか生まれない。マンホールが飛び上がることがいかに危険か、県当局は直視すべきである。現行の下水道整備は下水道網への雨水集中の緩和をほとんど行っていない。都市域の流域対策をここで強調すべきである。	盛り込 み済み です	【方策編〔〕〔〕】 方策編〔〕現状(2)のとおり、必要な区域 では貯留施設を整備しています。また、解 説(2)で、今後も貯留施設の整備を推進す ることとしています。

		ı	,,,O F	1/山小木門(以他)月 1 米に戻りるハフッツ		1 43/00/00 63/03
意見 番号	大項目	小項目	種別	意見(ほぼ原文) :キーワード(事務局追記)	対応基 本方針	県の考え方
60	方	開発 に伴う 調節池 の設置	環境	調節池第一主義は不可解である。地形と地被の 改変によって開発地の水文特性が悪化すること をできるだけ防止することをまず謳うべきであ る。調節池はそれを補完するものとして位置付 けられるのである。 <u>開発によって地域の環境が悪化することを最小</u> 限に留めなければならない。 水文特性の悪化を 防ぐことはその一環として位置付けるのが適切 である。	反映し ました	【総則編(基本理念) 骨子5、解説(9)】 「基本理念」の骨子5及び(解説)(9)として、総合治水対策は、河川流量の安定等健全な水循環を確保することや動植物の生息・生育環境の維持等に寄与することを踏まえて推進するものであることを追記しました。
61	方策編	開発 に伴う 調整池 の設置	環境	調整池設置にあたって、単調な人工護岸によるものが出来上がると、外来種の定着や繁茂など周辺生態系への影響やアオコの発生による水質悪化、不快昆虫の大発生が懸念されるので、生態系に配慮したものを設置することを記したガイドラインを作成すべき。将来的に健康被害に影響を及ぼすような外来生物が定着した場合の管理責任についても検討してお〈必要があります。	条例制 定参考 します	1 総則編[基本理念] 骨子5、解説(9)として、総合治水対策は、河川流量の安定等健全な水循環を確保することや動植物の生息・生育環境の維持等に寄与することを踏まえて推進するものであることを追記しました。 2 今後の参考とさせていただきます。
62	方策編	開発 に伴 調 節 設 置		開発に伴う調整池の設置義務化、保全義務化を盛り込んだことは高〈評します。下流住民にとって、上流側の開発に伴う調整池の設置義務と保全義務は悲願です。武庫川水系で長年議論し検討してきてここに到達していることを考えれば、今、求められているのはできない言い訳ではなく、課題を超えて実現してい〈方法論です。県には、設置と保全の義務化(恒久化)を必ず条例で明文化して頂きたいと強〈望みます。	盛り込 み済み です	【方策編〔〕骨子2、〔〕骨子2】 方策編〔〕骨子2、〔〕骨子2で、1ha以 上の開発について、設置義務、保全義務 を明記しています。
63	方策編	開発 に 調節 の 設置	義務罰則	骨子案の勧告・公表の可能性では生ぬる〈、 <u>罰</u> <u>則規定と氏名公表を導入して頂きたい</u> 。 設置に関しても、保全に関しても、条例化する意 義を考えれば、罰則規定を導入すべきです(行 政指導でできているのなら条例化は不要、と解 釈される)。 なお、保全とは単なる存置に留まらず機能維持 であることは当然です。 〔関連: 調整池の保全〕	条例制に参ります。 おまず	方策編( )骨子4、方策編( )骨子5で、 条例に規定する調整池の設置・保全義務 を履行しない場合、勧告・公表について明 記しており、罰則導入に係るご意見につい ては、条例制定に向けた検討を行う際に、 参考とさせていただきます。
64	方策編	開発 に伴う 調節池 の設置	義務罰則	いかなる開発が行われ、そこでいかなる治水上の措置が取られるかについて、 <u>県民は知る権利を持っている。これを保証することを明記すべきである。違反者を公表することに反対はしないが、これで良しという態度には反対</u> である。	条例制 定時に 参考と します	方策編[]骨子4、解説(6)、方策編[] 骨子5、解説(6)で、条例違反者には勧告を 行い、従わなかった場合は、その旨を公表 するとしており、条例制定に向けた検討の 際に、参考とさせていただきます。
65	策	開発 に伴う 調整池 の設置	ンティ	下流河川の改修状況に係らず、民間開発に伴う 調整池等の流域対策施設を恒久化し、プラスア ルファではなく、治水対策(計画高水流量)に組 み込んでいくために、条例では <u>調整池等の設置 基準、恒久化基準を底上げし、施設維持の担</u> 保、設置者にインセンティブを与えるしくみ等に ついて明確にしておく必要がある。 〔関連: 調整池の保全〕	条例制 定後考と します	総則編(県の責務)解説(9)のとおり、方策を進めるためのインセンティブについては、実際の取組を進める中で、県民のニーズを確認しながら有効な方法を慎重に議論し、必要に応じ、その実現に向けた検討を行いたいと考えています。
66	方策編	開発 に伴う 調節池 の設置	シーノ	設置と保全への罰則を規定する一方で、 <u>協力する事業者(義務、努力ともに)については、総合治水協力事業者として顕彰するなどの制度導入を検討下さい。</u> (例えば、販売時に総合治水協力優良事業者として宣伝できる、など)	条例制 定後に 参考と します	総則編(県の責務)解説(9)のとおり、方策を進めるためのインセンティブについては、実際の取組を進める中で、県民のニーズを確認しながら有効な方法を慎重に議論し、必要に応じ、その実現に向けた検討を行いたいと考えています。

辛口	大		,	帝日(ほぼ原文)		
意見 番号		小項目	種別	意見(ほぼ原文) :キーワード(事務局追記)	対応基 本方針	県の考え方
67	方策編	開発 に伴う 調節設置		開発指導要領にもとづく30年確率に、総合治水が従属するのは本末転倒ではないか。 <u>開発指導要領は地域ごとの整備目標に合わせるべきものである。</u> もしそれができないのであれば、開発指導要領の枠内で県民の安全をいかに保つかの方針が示されるべきである。	条例制 定考と もます	条例制定に伴い、基準を検討する際に、参考とさせていただきます。
68	方策編	開発 に伴う 調整池 の設置	調整池の基準	ダムで治水問題の全てを解決しようとするのではなく、地下水の集まる地上の谷筋や、埋設された澪筋、地下水脈のあるところで、宅地造成のために作られた仮設調整池を埋め戻した場合等は、仮設調節池や、集水、湧水によってできる水路や池を復元することが造成宅地の地盤災害を少なくするためにも重要かと思います。	条例制 に参考す します	総合治水推進計画策定・見直し、総合治水に係る取組実施の際に参考とさせていただきます。 なお、宅地等造成前の地形や、埋設された澪筋、地下水脈等に配慮し、適切な排水処理を施すことは宅地造成規制法でも重要だと考えております。
69	方策編	開発う に調の設置	財産権	財産権侵害に対して、下流河川の整備水準の如何に寄らず、いかなる降雨に対しても相応の対応を果たし少なくとも流出増だけはさせないことは、財産権を主張する限り、当然の責務として付帯するものです。 「開発事業者に河川管理者の仕事を押し付ける」指摘については、土地が本来有する水に対する作用を一定規模に矮小化して開発する事業者に、なにゆえに、広く県民の血税を用いてその尻拭いをしなければならないのか。押し付けているのではない。	盛り込 み です	【方策編( )解説(7)】 方策編( )解説(7)に、調整池の規模は、 開発者が開発しようとする土地の属性の 影響を受けるため、開発者が下流域の被 害を軽減するために必要な規模の調整池 を設置しなければならないという制約は、 その土地の所有権(財産権)が内在してい る制約にあたるものと考えていることを明 記しています。
70		調節 池の保 全	義務罰則	かなり弱腰の態度であるのは , 法規上やむを得ないのかも知れないが、 <u>望ましくない実態があればこれを公表して全県的な世論をバックにこれを</u> <u>足正させるという姿勢が望まれる。</u>		【方策編〔〕骨子4、解説(6)、方策編〔〕 骨子5、解説(6)】 方策編〔〕骨子4、解説(6)、方策編〔〕 骨子5、解説(6)で、条例違反者には勧告を 行い、従わなかった場合は、その旨を公表 するとしており、条例制定に向けた検討の 際に、参考とさせていただきます。
71	方策編	増 増 き 土 用 の 利 更 制	環境	これまでの開発至上主義的政策を改めようとしていることは高〈評価される。環境・景観の保全については法規的な縛りが実現しているので、これとリンクすることによってもっと強力な方針を打ち出せるのではないか。ぜひ検討して欲しい。	条例制 定後に 参考と します	1 「基本理念」の骨子5及び〔解説〕(9)として、総合治水対策は、河川流量の安定等健全な水循環を確保することや動植物の生息・生育環境の維持等に寄与することを踏まえて推進するものであることを追記しました。 2 法とのリンクについては、今後の参考とさせていただきます。
72	方策編	流出 増を伴 う土用の 利 更 の 制	実効性	良いと思うが、 <u>流域対策としてもっと重要な施策は、既存土地利用を流出減の効果のある土地利用に積極的に変更すること</u> である。都市計画等の見直しにあわせて既存未利用地や土地需要減が予測される土地については積極的に緑地などに変更すべきである。	盛り込 み済み です	【方策編( ) 骨子】 土地利用計画を定める際には、人口・産業の動態や地形その他等様々な状況、需要を踏まえて総合的に判断する必要があり、方策編( )では、その判断の一つとして「流出雨水量の増加による影響」を考慮するように、計画を定める者に対して協力を求める規定を設けている。
73	方策編	流伴 治土用の加 利更の抑	実効性	た旧建設省通達(昭和45年)や、都市計画法施行令第8条の市街化区域指定に関する規定があります。「考慮してもらう」などという生ぬるい姿勢で、これまで行政内で長年機能してこなかった	条定参しまします	総合治水推進計画策定・見直し、総合治水に係る取組実施の際に参考とさせていただきます。

	総ロガルボ例(収析)育丁采に関するハフリック・コメントの息見と宗の考え力							
意見 番号	万項目	小項目	種別	意見(ほぼ原文) :キーワード(事務局追記)	対応基 本方針	県の考え方		
74	方策編	土地 の遊水 機能の 維持	環境	土地の遊水機能を有する土地、特に合流点付近においては、生態系の観点から希少種が多く、生物多様性が高い傾向にあるので、 <u>環境面にも十分に配慮した対策が必要</u> です。	反映 ま した	【総則編(基本理念)骨子5、解説(9)】 総則編(基本理念)骨子5、解説(9)として、 総合治水対策は、河川流量の安定等健全 な水循環を確保することや動植物の生息・ 生育環境の維持等に寄与することを踏ま えて推進するものであることを追記しました。		
75	4户	土地 の遊水 機能の 機持	インセ ンティ ブ	があることで安全を享受する県民との利害バラ	条例制 定後考と します	総則編〔県の責務〕解説(9)のとおり、方 策を進めるためのインセンティブについて は、実際の取組を進める中で、県民のニー ズを確認しながら有効な方法を慎重に議 論し、必要に応じ、その実現に向けた検討 を行いたいと考えています。		
76	方策編	土地 の遊水 機能の 維持	インセ ンティ ブ	法令を整備すれば、河川に隣接する農地を保全し、万一の時は洪水を流入させる代わりに <u>農地の復旧や作物の損害に対する補償を手厚くする</u> こともできる。 〔関連: 浸水被害を増大させる土地利用変更の抑制〕	条例制に参えます	総則編(県の責務)解説(9)のとおり、方策を進めるためのインセンティブについては、実際の取組を進める中で、県民のニーズを確認しながら有効な方法を慎重に議論し、必要に応じ、その実現に向けた検討を行いたいと考えています。		
77	方策編	土地 の遊水 機能の 維持	インセ ンティ ブ	法令を整備すれば、 <u>新たな用地を買収すること</u> なく、流域の遊水機能を確保できる。	盛り込 み済み です	【方策編〔〕骨子1】 方策編〔〕骨子1は、河川沿いにある遊 水機能を有する土地について、新たに用 地買収等を行うことな〈、現状土地利用の まま、減災対策の実施とあわせ、所有者に 遊水機能を維持して頂〈ことを考えていま す。		
78	方策編	土地 の遊水 機能の 維持	日常利用	数十年に一度の洪水のために、少なからぬ面積の土地を有休させるような施策は経済的にも環境的にも好ましくない。 <u>平時の有効利用を担保することを明記すべき</u> である。	反映し ました	【総則編〔県の責務〕解説(4)】 総則編〔県の責務〕解説(4)で、総合治水 対策を推進するに当たっては、治水効果 以外の多面的な効果を明らかにすること により、円滑な取組促進だけでなく、県民 の環境意識や地域コミュニティの醸成等に も寄与するものであることに配意して実施 するよう努めることを追記しました。		
79	方策編	時 け 川 ポ お 河 の プ が 制	実効性	本方策の調整の困難さは十分理解するが、 <u>抑制の実効性を条例上で必ず持たせて頂きたい。</u> ポンプ排水の抑制について、いざその時に現場責任者に厳しい判断を押し付けるのではなく、予め、排水抑制対策を規定しておくべきです。厳しい議論となるが、その議論を危機的状況下ですることはもっと困難です。数年程度の経過措置期間を設けることを前提として、『・・ポンプ施設の管理者は・・・平時から講じておくものとします』とし、『・・計画に基づいて、・・・これを講じなければなりません』、としてその実効性を確保すべきです。	条例制に参します	総合治水推進計画策定・見直し、総合治水に係る取組実施の際に参考とさせていただきます。		
80	方策編	川へのポンプ	ポンプ 運転か 調整	責任を下水道管理者にのみ押しつけるのは、総合治水の趣旨に反する。水害を最小限にするとの観点で河川管理者と下水道管理者は調整を行うべきである。	盛り込 み済み です	【方策編〔〕解説(1)】 外水氾濫に伴う甚大な被害を回避・軽減 するために、ポンプ施設の管理者は、河川 管理者と協同して排水ポンプの運転停止 ルールを策定するとともに、排水ポンプ停 止に伴う内水被害を軽減する対策に努め ることを、方策編〔〕解説(1)に明記してい ます。		

				1/山小木(ウ)(以物)月 1 米に戻り 3/1ノッツノ	-,,,	
意見 番号	大 項 目	小項目	種別	意見(ほぼ原文) :キーワード(事務局追記)	対応基 本方針	県の考え方
81	策	時け川ポ排抑 出にるヘン水制	ポンプ 運転か 調整	[現状]に書かれていることは事実に反するのではないか。下水道から河川への放流量の上限を河川管理者が決めて下水道管理者に押しつけているのが現状であろう。それに従うことが物理的に不可能な場合も多いと思われるが、これについては具体的に解決策を模索すべきである。	条例制に参考すります。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	総合治水推進計画策定・見直し、総合治水に係る取組実施の際に参考とさせていただきます。
82	方策編	-1n ・1 ・1 ・1 ・1 ・1 ・1 ・1 ・1 ・1 ・1	環境	貯留タンクに貯留された水は「庭への打ち水、草木への水やり」など <u>日常の生活に潤いを与えるものであることもPRすべき</u> ではないか。	反映し ました	【方策編( -1)解説(3)] 貯留設備を、樹木への散水や庭への打ち水、トイレの洗浄水など、様々な用途に活用できる可能性があることから普及啓発に努めることを、( -1)解説(3)に追記しました。
83	方策編	-1雨 水貯透 るの は 着 着 持	環境	生物多様性(生態系)との両立を前提にして頂きたいと考えます。 ため池や水田での対応時に堤や畦をコンクリートで覆ってしまうことがあってはならないと考えます。施工時の工夫はいかようにもできます。治水と生物多様性のどちらが大事か、という不毛な議論に戻る危険性を持っています。生物多様性を重視することは治水を重視することでもある、という当然のことを再確認して下さい。 生物多様性の保全と総合治水は対立するものではないこと、計画策定時から生物多様性への考慮を持つこと、を明記下さい。	反映した	【総則編(基本理念)骨子5、解説(9)】 総則編(基本理念)骨子5、解説(9)として、 総合治水対策は、河川流量の安定等健全 な水循環を確保することや動植物の生息・ 生育環境の維持等に寄与することを踏ま えて推進するものであることを追記しました。
84	方策編	-1雨 水貯透の 備置、維 持	参画協働	県民は河川管理者のために雨水貯留浸透設備を作るのではない。 <u>県民同士の助け合いまたは自助努力であることを明記する必要がある。</u> そうでないと権力者による恫喝と受け取られかねない。	反映し ました	【総則編〔県民及び事業者の役割〕骨子2】 総則編〔県民及び事業者の役割〕骨子2 で、県民及び事業者は、相互の連携に努 めるとともに、県及び市町と協働して、雨水 の流出抑制に努めるなど、県及び市町が 実施する総合治水対策を推進するよう努 めることを明記しました。
85	方策編	-1雨 水貯透の 場で が 発 が 発 の が 着 で が 着 で が 着 の が 着 の が 着 り が も り う は う り も う も う も う も う も う も う も う も う も う	参画協働	本方策は生物多様性への配慮を踏まえた上で大いに推進して下さい。ためる(治水容量を確保する)ことももちろんですが、雨が気になる人を増やす、災害を気にする人を増やす、という <u>減災への啓発効果を期待して頂きたい</u> と思います。	反映し ました	【方策編( -1)解説(3)】 雨水貯留の取り組みは、浸水被害防止にかかる県民・事業者の意識を高めるだけでなく、環境への関心を醸成し、ひいては地域の結びつきを強め、地域防災力を高めることことを、方策編( -1)解説(3)に明記しました。
86	方策編	-1雨 水貯透の 場で が 発 が 発 の 発 着 置 、維 持	インセ ンティ ブ	たとえば「住宅への雨水貯留タンクの設置」に対する <u>県と市町による公的補助制度の確立などをもっと前面に出していくべき</u> ではないか。	条例制 定後考 も ます	総則編〔県の責務〕解説(9)のとおり、方 策を進めるためのインセンティブについて は、実際の取組を進める中で、県民のニー ズを確認しながら有効な方法を慎重に議 論し、必要に応じ、その実現に向けた検討 を行いたいと考えています。
87	方策編	-1雨 水貯透の の 満 る 計 持		不要となった水洗便所の浄化槽を雨水貯留槽と して再利用することを提案します。	条例制 定後考と ります	既存ストックを総合治水の取組に転用、併用することは経済、環境等の面からも重要であると考えます。浄化槽を雨水貯留槽に転用することを推奨している自治体もありますので、総合治水推進計画策定・見直し、総合治水に係る取組実施の際に参考とさせていただきます。

	総古石小宗例(収付)有丁糸に関するハフリック・コメントの息兄と宗の考え万							
意見 番号	人 項 目	小項目	種別	意見(ほぼ原文) :キーワード(事務局追記)	対応基 本方針	県の考え方		
88	方策編	-1 貯透の の 維 清	農地	水田貯留が重要であるという具体的な記述がない。 「水田の排水口への調整板等の設置」「(水田は)一定の雨水貯留浸透機能を持つ」という程度の消極さしか感じられない。 行政は「努めろ」と言っているだけのように感ずる。 条例を作ろうとしている県自身が、ため池や水田の貯留効果や流出抑制の数値情報を提示せず、水田貯留政策をどう扱うか迷っているようにも見られる。 水田の保水に関して農業政策との接点がどこにも記述されていない。水田貯留に関して条例での対応を強く望む。	反ました	【方策編( -1)解説(2)  方策編( -1)解説(2)において、水田貯留 等の取組が重要である旨記載していまし たが、保全も重要である旨追記し、「一定 の雨水貯留浸透効果がある水田やため池 においては、その効果を高めるための取り 組みの実施だけでなく、その保全にも努め ていただくことが重要です。」と修正しまし た。		
89	方策編	-1雨 水 別 別 で の 維 持	農地	上流農地の保水能力の活用の方策を検討して ほしい。	条定参まします	方策編( -1)解説(1)(2)で、水田等における雨水貯留については、できるだけ多くの施設で実施することが望ましいこと、取組の実施だけでなく、保全に努めていただくことが重要である旨明記しており、総合治水推進計画策定・見直し、総合治水に係る取組実施の際に参考とさせていただきます。		
90	方策編	-2貯 水施よる 下 部 る 貯 量 の 確 保	環境	ため池の水位下げについては、池の沿岸部の池干し効果もあるために、一部の湿性植物をはじめ生態系にもプラスの効果がある場合もある。また池の水位下げを行うことで、外来種駆除などの作業がやりやすくなるケースもあるので、 <u>多面的な機能が発揮されると予想されます</u> 。	反映し ました	【方策編( -2)解説(2)】 従来から維持管理として秋に行われている池干しなどは、台風による降雨の流出抑制にも大きな効果を発揮することがあることを、( -2)解説(2)で追記しました。		
91	方策編	-2貯 水施よる 水路る 貯量 の確保	環境	既存の貯水施設における事前放流の際には、 等量づつ放水するのではなく、うまく放水量を調整できれば、規模が小さくともフラッシュ放流ができます。 <u>事前放流についても、環境配慮の観点を盛り込んで、下流域の生態系復元に寄与すべき</u> です。既存貯留施設は、下流の生態系に対して甚大な生物多様性に関する損失を与えているという認識が常に必要です。	条例制 定後考と します	事前放流の検討を行う際には、参考とさせていただきます。		
92	方策編	-2貯 水施よ水 で で で で で で で で の 確 保 の で の で の で の の の の の の の の の の の の の	利水ダム	環境を守るため、ダムの新規建設は極力避けるという武庫川流域委員会の答申の趣旨を書いて 貰いたい。そうでなければ、関係者の協力も極めて腰が引けたものにならざるを得ない。水道 用などの利水ダムの治水利用については県民 世論をバックに利水権者を説得すべきであり、その意味で <u>利水権者だけでなく県民の協力を要請すべき</u> である。	盛り込 み済み です	【方策編〔 -2〕骨子1,3、解説(1)(3)】 方策編〔 -2〕骨子1,3、解説(1)(3)で、利 水ダムの所有者には、洪水の発生が予想 される場合、貯水量を予め減じて、雨水を 一時的に貯留する容量を確保するよう努 めてもらうこと、県は、市町と連携して、雨 水貯留容量確保の普及啓発を図る施策を 講じることを明記しています。		
93	方策編	-2貯設る 水に雨 Y 容確 の確保	利水ダム	「利水ダムの所有者に・・・努力してもらう」という ような書き方があり、各主体の自助努力は必要 なものの、 <u>条例施政者としてあまりにも無責任な</u> 対応ではないか。	盛り込 み済み です	【方策編[ -2]骨子1,3、解説(1)(3)】 方策編[ -2]骨子1,3、解説(1)(3)で、利 水ダムの所有者には、洪水の発生が予想 される場合、貯水量を予め減じて、雨水を 一時的に貯留する容量を確保するよう努 めてもらうこと、県は、市町と連携して、雨 水貯留容量確保の普及啓発を図る施策を 講じることを明記しています。		

			/AC	i 冶小宗例 (IX例) 有丁条に関するハフリック	7//	1 00/00/00/00/ 9/0/1
意見 番号	大項目	小項目	種別	意見(ほぼ原文) :キーワード(事務局追記)	対応基 本方針	県の考え方
94	方策編	-2貯設る貯量保	インセ インデ	「豪雨時におけるため池の適正な管理」について明記してください。 脆弱な堤体や余水吐の放流能力不足で豪雨時に決壊の危険性が高いにもかかわらず、高い満水面のまま放置されているため池が多い。 骨子案では、ため池の治水活用の努力義務が述べられているが、それ以前の問題として、豪雨時の決壊を回避するために、ため池管理者、県、市が果たすべき役割を条例に明示すべきと考える。 実施に際しての労力面、経済面の負担や技術的検討など行政による支援が不可欠である。ため池行政に係る県と市町の役割分担がわかりづらく、これらについても明示していただきたい。	条定参します	総則編〔県の責務〕解説(9)のとおり、方策を進めるためのインセンティブについては、実際の取組を進める中で、県民のニーズを確認しながら有効な方法を慎重に議論し、必要に応じ、その実現に向けた検討を行いたいと考えています。
95	方策編	-2貯 水施よる 水に 東 窓 の 確 保	ダムの 不特定 容量	<u>貯留施設の不特定利水容量については、</u> 多くの場合には、渇水時の農業利水のわずかな補填にしか役立たない場合が多く、生態系に対してはむしろ害悪を及ぼす場合もある。こうした実情が顕在化した貯水施設では、不特定容量分を暫定的に治水転用することの可能性について検討をはじめることを盛り込んでいただきたい。こうした貯留施設の <u>弾力的な運用も方策として位置付けるべき</u> だと考えます。	条例制 定後考 も ます	総合治水推進計画策定・見直し、総合治水に係る取組実施の際に参考とさせていただきます。
96	方策編	森備に 森備に る力 が持た かけた	環境	森林整備による保水力の維持、向上については、森の樹木だけの問題ではなく、山林が維持され、更新される生態系の仕組みや生物多様性の維持にも配慮した対策が必要があります。特に、シカの食害等の対策も踏まえて総合的に取り組むべき問題であることを課題に盛り込むべきです。	条例制 定後考と ります	今後の森林整備の推進の際に、参考とさせていただきます。
97	方策編	整よ水維向 林に保の 株により 本様により 本様により 本様により 本様により 本様により をある。 本様により をある。 はいまする。 といま。 といまる。 といまる。 といま。 といま。 といまる。 といま。 といまる。 といまる。 といま。 といま。 といまる。 といま。 といま。 といま。 とい。 といま。 といま。 といま。 といま。	<b>1</b> T	本方策として位置づけられる森林整備は、科学的知見がまだ多少なりとも得られていること、砂防対策上の緊急性、産業林としてまとまった面積を持つこと、の3点から、人工林を対象とする施策に特化すべきです。いわゆる里山(雑木林)の森林と水に関する知見は非常に乏しく、里山整備が、森林水文学的にどのように評価できるかも不明です。従って、里山整備を本方策として位置づけることは妥当ではないと考えます(里山整備の意義は別のところにあります)。	条例制に参えます	総合治水推進計画策定・見直し、総合治水に係る取組実施の際に参考とさせていただきます。
98	方策編	森備保の 株に保の は持た	県民緑 税	森林所有者に一方的な犠牲を強いるのではなく、受益者の協力によってこの施策を実現するのだということを明確にする必要がある。	反映し ました	【方策編( )現状(2)] 方策編( )現状(2)で、県は、森林が健全 な状態に保たれるように、造林事業等の国 補助制度に加え、「新ひょうごの森づくり」 や「災害に強い森づくり」等の施策を実施し ていることを記載していましたが、これら取 組が、受益者(県民)の理解、協力によって 行われていることを追記しました。
99	方策編	森備になった。森林に保め、一般では、本様に保め、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は		治水は治山につながる。 県の実施している <u>緑税が、現在どのように活用されているのか、総合治水にどのように実績が上がっているのか、ご報告をお願いしたい。</u>	その他	県民緑税は、災害に強い森づくりに関する事業等に活用しており、これまでに約13,140ヘクタールの森林整備を実施してきました(H21年度末時点)。これは森林が有する水源かん養機能(年間の水資源貯留量増加分)に換算すると、約4,300,000立方メートル(加古大池の貯水量の約3倍)に相当します。

意見	大項	小項目	種別	意見(ほぼ原文)	対応基	県の考え方
番号	目	3 7X II	12/33	:キーワード(事務局追記) いつ、 どのような場合に浸水するのか、 そしてど	本方針 条例制	浸水想定区域及び浸水の深さの周知等の
100	方策編	浸定びの 想域浸水さの 場別のの		のような時にどれだけの浸水深になるのかな ど、 <u>県民が知りたい形で八ザードを周知すること</u> を約束すべきである。	定後に 参考と します	取り組みを行う際に、参考とさせていただきます。
101	方策編	想域浸深の 想域浸深知	情報周知	周知が最終的に被害軽減に寄与するところまでを想定しておいて頂きたい。具体的には、河川 由来のハザード情報(外水氾濫)と、下水道由来 のハザード情報(外水氾濫)の関係を住民が避 難行動情報として利用できるように整理して周知 して下さい。外水氾濫と内水氾濫がともに懸念される地域では、外水氾濫が発生する前に、すでに内水氾濫が発生している可能性が極めて高く、その時点ではすでに避難が困難になっています。この点を整理し、行動につながる周知を図って下さい(条例上に規定するというというより、実施にむけた準備として執り行って下さい)。	条定参します	浸水想定区域及び浸水の深さの周知等の 取り組みを行う際に、参考とさせていただ きます。
102	策	想域浸深周他	情報周知	減災対策については抽象的表現に留まっている項目が散見されます。条例上にこれらの具体策を列挙するというよりは、推進計画策定やさらに計画の下位レベルの内容(小流域単位など)を検討する際に、具体化のための手引きのようなもの(ガイドライン、参考情報)が必要と思われます。この作成をご検討下さい。減災対策の具体策は、住民目線でどこまで有用な手立てを数多く出せるかにかかっています。住民がイメージしやすい減災の目標を持つこと、家庭レベルでの目標を持つこと、避難行動につながる知識を身につけることなどです。	条の制を受ける。	減災対策にかかる取り組みを行う際に、参考とさせていただきます。
103	方策編	浸定びの 想域浸水の 割割		<u>CGハザードマップについては、</u> 機能は充実しているものの、画面操作や画面推移の面で分かりに⟨い部分が多い。 <u>利用しやすさの観点をもとに、きちんと再デザインするべき</u> だという印象を持っています。操作性の改善に期待したい。この点を課題に盛り込んでいただきたい。また、基礎データについては、HPからダウンロードして、各自のGISソフトで利用できるようにして頂きたい。	反映し ました	【方策編〔〕解説(6)】 県が公表しているCGハザードマップについては、情報更新や機能の追加・充実など、県民が使いやすくするために、毎年見直しや改善を行っており、今後も、より一層使いやすく汎用性のあるものにするため、改善に努めることを、方策編〔〕解説(6)で追記しました。
104	方策編	浸定びの 想域浸深の の 知	情報周知	破堤箇所や越流直進箇所、土砂混入流の直撃 を受ける箇所は家が潰れますので、公開して いったらいいのでは。	条例制 定後考と します	浸水想定区域及び浸水の深さの周知等の 取り組みを行う際に、参考とさせていただ きます。
105	方策編	浸定区びの 想達で 浸定 で の の 周知	土地利 溥施策	県内での土地・家屋取引時のハザード情報の提供義務化、浸水履歴情報の提供義務化(いずれも売主・貸主・仲介事業者から取引希望者への提供)を条例上に規定して頂きたいと考えます(情報提供ツールとして属地情報を持つ災害履歴情報整備(GIS化等)は必要です)。表記上は努力義務でもよく、罰則ではなく実施事業者等への顕彰などのインセンティブで実効性を持たせ機能させられるのではと考えます。	反映し ま し た	【方策編[ ]解説(3)] 県・市町は、浸水想定区域図等の県民への周知において、県民自らが日頃から住まい方や災害時の行動について考える機会を増やすため、洪水八ザードマップ、内水八ザードマップ等の市町サービス窓口での配布、公共施設及び店舗等への掲示、宅地建物取引時における事業者等への配布を行う等、考え得る周知方法について検討し実施に努めることを、方策編( )解説(3)に追記しました。

				1 / 小水(が) (   八小が) 月 1 米(に戻) するパンックノ	l	1 07/0/50 07/10
意見 番号	大項目	小項目	種別	意見(ほぼ原文) ∶キーワード(事務局追記)	対応基 本方針	県の考え方
106	方	想域 浸定 と で で の の の の	土地利 用誘導 施策	単に危険になったら逃げるだけでなく、 <u>適切な土地利用に誘導するための県の施策を明らかにすべき</u> である。	盛り込 み済み です	【方策編〔〕骨子】 浸水被害の影響を軽減するため、土地利 用計画策定時に、計画策定者に対して浸 水被害による影響を考慮していただ〈こと を、条例で規定しています。
107	方策編	被発生る気を表する。	情報周知	県が伝達したいことを記述するだけでなく、 <u>県民</u> の情報ニーズを把握してそれに応えることを明 <u>記すべき</u> である。	条例制 定後考と します	浸水想定区域及び浸水の深さの周知等の 取り組みを行う際に、参考とさせていただ きます。
108	方策編	被発か情伝	情報周知	この5~6年の兵庫県の情報伝達システムの充実は評価しています。ひょうご防災ネット(メール配信)は非常に有用で、千種川水系の「みずもり」も有用で県内河川に拡大されることを期待していますが、残念なことは、こうした <u>県からの情報提供の参照先が県民に十分に周知されていない</u> ことです。デジタル化でテレビでも河川水位参照が可能となり、来春運用のNHKと連携した新防災情報システム・公共情報コモンズなど、多様なアクセス経路を用いた情報伝達に更に努めて下さい。	条定参します	方策編〔〕骨子1,2で、県・市町は浸水被害の発生に係る情報の伝達に必要な施策を講じることとしており、その際に、参考とさせていただきます。
109		被防関知普発水のにるの啓	参画協働	普及啓発は、行政の不得手な領域です。県民にすれば、行政職員の立場から語られるよりも、同じ県民同士の立場で語り合うほうが、腑に落ちやすいことも多々あります。従って、具体的実施においては、防災士有資格者、ひょうご防災リーダーなど民間の協力を得て推進することも検討下さい。	反映 ま した	【方策編〔〕解説(3)】 方策編〔〕解説(3)に、県及び市町は、学校における防災教育や生涯学習の場での学習、地域の防災リーダーやNPO等の専門家による啓発等により、県民の学習の機会を増やすための取り組みを引き続き推進することを追記しました。
110	方策編	水制化災等施 体強災等施	参画協	水防体制の強化や防災訓練の実施については、「防災」だけの観点からソフト事業を展開しても、関心がある人は限られているほか、担い手となる人も制約を受けます。高齢化等で団員数が減っている状況を考えれば、冒頭でも述べたように環境対策や環境教育、自然再生、清掃や景観対策などの視点も盛り込んで多面的な観点からソフト事業を再構築する必要があると思います。この部分には、地元住民だけが参画するのではなく、企業による相応の分担なども検討する必要があるのではないでしょうか。	条定参します	総合治水計画の策定、実施の際に、参考 とさせていただきます。
111	方策編	施設水ででは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一	インセ ンティ ブ	<u>費用の補助が無ければ推進は難しい</u> のではないか。	条例制 定後考と します	骨子案(県の責務)解説(9)のとおり、方策を進めるためのインセンティブについては、実際の取組を進める中で、県民のニーズを確認しながら有効な方法を慎重に議論し、必要に応じ、その実現に向けた検討を行いたいと考えています。
112	方策編	施設水軽の砂水化	インセ ンティ ブ	施設所有者には一時的に負担が発生するため、先行事例も参考にして、 <u>耐水化実施のための動機づけとなる制度等の検討を願います(</u> 県税の特別減税措置など)。	条例制 定後考と します	骨子案〔県の責務〕解説(9)のとおり、方 策を進めるためのインセンティブについて は、実際の取組を進める中で、県民のニー ズを確認しながら有効な方法を慎重に議 論し、必要に応じ、その実現に向けた検討 を行いたいと考えています。

			,mo	1/10小米例(収例)有丁米に関するパブリック	7,,,	1 43/00/00 63/03
意見 番号	大項目	小項目	種別	意見(ほぼ原文) :キーワード(事務局追記)	対応基 本方針	県の考え方
113	方策編	施浸害を減め水	事実関係	宝塚市では市庁舎、消防本部などの防災拠点 が浸水地域になっている。早急に対策が必要で ある。(阪神北県民局も同じ)	盛り込 み済み です	【方策編( )骨子3、課題、解説 (1),(2),(3),(4)】 防災の拠点となる施設、避難所等の所有者は、総合治水推進計画において、当該施設の耐水化を講じるものとされたときは、同計画に基づき、これを実施しなければならないとして、率先して取り組むべきとしています。
114	方策編	堤中の及持 に ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ と り と り と り り り り り り り り	中堤推	県土の大面積を占める中山間地域においては、河川整備の進捗を待っていられない現状があります。住民意識には、河川改修や洪水調節施設への過度の期待感から、これら方策への抵抗感もあるとは思いますが、この方策が現実的な方策であることの理解を広げ、積極的に推進して下さい。特に中山間地域では、総合治水への理解自体が、"都会者の発想"として共感されない傾向を感じます。本当にいのちとくらしを守ろうとするあらゆる手立てを講じることなのだという、総合治水の理念を共有して頂くことを大切にして進めて下さい。	条伊制に参えます	総合治水推進計画策定・見直し、総合治水に係る取組実施の際に参考とさせていただきます。
115	策	被増せ地変抑水をさ土用の	実効性	「 流出増を伴う土地利用変更の抑制」と同様 に、 <u>実効性確保の具体策を検討して頂きたい</u> と 考えます。	条例制 定後考と します	総合治水推進計画策定・見直し、総合治水に係る取組実施の際に参考とさせていただきます。
116	策	被増せ地変抑浸害大る利更制水をさ土用の	実効性	浸水被害を増大させる土地利用変更は、法規的 に禁止されていなくても、他人に危険を及ぼす反 倫理行為であることを明記した上で、県民と事業 者に協力を求めるべきだと考える。	盛り込 <b>済み</b> です	【方策編[ ]骨子、現状(1)、課題、解説、 方策編[ ][ -1]] 方策編[ ]現状(1)で浸水被害が発生しや すい地域では、市街化が進むと浸水時の 被害を増加させることになるため、このよう な土地利用変更を抑制することが望ましい との認識を示した上で、解説(1)で土地利 用に係る計画の策定者に対して、計画を 策定・変更する場合には、法令に定めがあ る場合だけでなく、定めがない場合でも、 本条例に基づいて、浸水被害の影響を考 慮するよう求めています。 そのような地域でこいて、方策 や方策 -1に明記しています。
117	策	被増せ地変抑浸害大る利更制水をさ土用の	との関	周知徹底だけでなく、明らかに浸水想定区域でかつ浸水深が1mを越える区域では、建て替え時期に耐水化建築にしようと思っても現行の都市計画や用途地域、高さ制限などが浸水想定区域の特性を反映していないため、対応不可能な事象も見られる。また、浸水想定区域内の学校やコミュティー施設が避難地に指定されているなど、都市計画や地域防災行政と河川行政の大きな齟齬が見られる。これらのミスマッチ現状を早急に見直し改善していくことも急務である。 〔関連: 浸水想定区域及び浸水の深さの周知、施設の浸水被害軽減のための耐水化〕	条定参します	総合治水推進計画策定・見直し、総合治水に係る取組実施の際に参考とさせていただきます。

	総合治水条例(仮称) 肯子系に関するハフリック・コメントの意見と県の考え方							
意見 番号	大項目	小項目	種別	意見(ほぼ原文) :キーワード(事務局追記)	対応基本方針	県の考え方		
118	策	被増せ地変抑水をさ土用の	他法令 との関 連	築堤区間の既成市街地における水害リスクの大きな危険箇所については、 <u>都市計画用途地域の変更などによる建築の高度利用や建築規制を</u> 行うことまで記載することが期待される。	条例制 定後考 ります	総合治水推進計画策定・見直し、総合治水に係る取組実施の際に参考とさせていただきます。		
119	策	被増せ地変抑水をさ土用の		法令を整備すれば、 <u>浸水しやすい場所にまで宅地を開発しないように土地利用を誘導し、すでに人が住んでいる場所では、移転、建物の耐水化などのために予算をつけるようにすることができる。</u> 〔関連: 施設の浸水被害軽減のための耐水化)	条例制 定後考 と します	総合治水推進計画策定・見直し、総合治水に係る取組実施の際に参考とさせていただきます。		
120	策	浸水 被害の りり りり りの備え	ンティ	県は傍観者であるかのような記述にはなじめない。 県としてもやれることがあるはずである。 例えば、 危険な土地に住んだり資産を集中させたりするのを防ぐためのインセンティブを設定する、 あるいは合理的な土地利用のための情報提供や斡旋など。	条例制に参考を 参ます します	骨子案(県の責務)解説(9)のとおり、方策を進めるためのインセンティブについては、実際の取組を進める中で、県民のニーズを確認しながら有効な方法を慎重に議論し、必要に応じ、その実現に向けた検討を行いたいと考えています。		
121	策	浸水 被害の りの 関復 関 の 備え	早期復旧支援		反映し ました	【方策編〔〕現状(2)、課題(3)、解説(3)】 阪神・淡路大震災等の経験や教訓も活か しながら、被災地の早期復旧を支援する専門家やボランティアの派遣等について、引き続き取り組みを推進することを、方策編 〔〕現状(2)、課題(3)、解説(3)に追記しました。		
122	方策編	全般	実効性	具体策として17項目を挙げ、「河川対策及び下水道対策」「流域対策」「減災対策」に整理してあることは評価していますが、全体を通じて「努めてもらいます」「努めます」という努力喚起に留まっており、条例の実効性に大きな危惧を持ちます。全方策ともに、実効性担保のための動機付けや誘引と罰則を組み合わせた仕組みを条例に明記しておくべきと考えます(詳細規定は、施行令に委任する形式で可)。	条例制 定後考と します	総合治水推進計画策定・見直し、総合治水に係る取組実施の際に参考とさせていただきます。		
123	方策編	全般		17項目が相互の関連を持っており重複があり判りにくい、県民視点で見れば共通点も多い、とのご指摘もありますが、そもそも総合治水のための方策はできることはなんでもやらねばならないのですから、相互に関連があり機能的に重なり合う部分があるのが当然と思います。単純な読みやすさを優先して、これらの方策をひとまとめにして具体策が見えに〈〈なるよりは、条例上では現状の細分化されている方が実際の具体策が見えるので適切だと考えています。県民への読みやすさ(理解のしやすさ)への工夫については重要ですが、広報用の概要版での工夫などで果たせると考えます。	盛り込 み で す	現在の条例案を元に、パブリック・コメント 手続や河川審議会の意見等を踏まえ、よりよいものとなるよう、引き続き検討しますので、その際に、参考とさせていただきます。		